

市民相談(11月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。
ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日にも実施する場合があります。

女性のための悩み相談

(1人50分・先着3人)
毎月第1～第4火曜日13:00～16:00

予 人権室に電話で

人権相談

▽毎週月・水・金曜日9:00～12:00
▽毎週木曜日13:00～16:00

場 上記いずれも市役所5階相談室507

備 当日直接

人権電話相談

毎月第2・4金曜日17:00～20:00
(1人30分)

問 人権室

TEL 06-6992-1512

生活不安や仕事の相談

▽平日9:00～17:30
▽毎月第2・4日曜日9:00～13:00

場 市役所6階くらしサポートセンター
守口

TEL 0800-200-8011

進路選択などの相談

進路や奨学金のことなど
時 11月5日・12日・19日・26日(金)
13:00～17:00

場 市役所5階相談室507

(電話相談も可)

問 学校教育課

TEL 06-6995-3151

介護保険について

▽介護保険サービスなどに関する苦情
相談(弁護士)

時 第2水曜日15:30～17:30

(1時間以内)

場 市役所1階市民相談室101

予 前日までに

問 くすのき広域連合

TEL 06-6995-1516

問 同連合守口支所(高齢介護課内)

TEL 06-6992-2180

LGBTなんでも相談
相談員 性善寺住職 柴谷宗叔氏(トランスジェンダー当事者)
時 11月17日(水)午後5時～8時
場 守口市役所5階 相談室507
備 「性的マイノリティ(少数者)と人権」の連載はお休みします。

LGBT交流会
交流テーマ「カミングアウトする、しない、された時」
時 11月6日(土)午後2時
場 中部エリアコミュニティセンター
講 LGBTQ活動家 藤原直氏
定 先着12人
対 性的マイノリティ当事者・家族、理解を深めたい人
申 問 人権室
TEL 06・6992・1512

女性に対する暴力をなくす運動
毎年11月12日～25日(25日は、女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が全国で実施されます。
暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。暴力を根絶するには、何よりも一人ひとりの人権尊重の意識の向上が大切です。被害を受けていたり、暴力を見聞きしたりして、一人で悩んでいませんか。そんなときはまず相談し

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間
法務省の権利擁護機関では、「女性の権利ホットライン」を設置し、夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど女性の権利問題について相談を受けるなど、女性の権利問題の解決に努めています。
一人で悩まずにお気軽に電話してください。(相談無料・秘密厳守)
時 11月12日(金)～18日(木)

消費生活センターだより
11月号はお休みします。
問 消費生活センター相談専用電話
TEL 06・6998・3600
時 午前9時～午後4時30分(平日のみ)
消費者ホットライン(土・日・祝日)
TEL 局番なし188
時 午前10時～午後4時



避難行動要支援者名簿
「同意者名簿」の登録受付

市では、災害発生時に自力避難が困難で支援が必要と予想される人を対象に、避難行動要支援者名簿を作成・更新しています。

支援が必要な人のうち、情報の提供に同意してもらえない人の名簿情報を避難支援者に提供し、災害時だけではなく、日ごろからの地域での見守りと災害発生時に支援が得られやすい仕組みを作ります。

避難行動要支援者とは

在宅で生活している人で、第三者の支援が必要と予想される人です。市では、地域防災計画において、次の人を避難行動要支援者名簿への登録対象者としています。

- (ア)要介護認定3～5を受けている人
 - (イ)身体障がい者手帳1・2級(総合等級)の所持者
 - (ウ)療育手帳Aの所持者
 - (エ)精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者
 - (オ)障害者総合支援法による障害福祉サービスなどを受けている難病者(力)(ア)～(オ)以外で、市長が支援の必要性を認めた人
- 避難支援者とは**
要支援者を日ごろから見守り、災害が発生しそうな場合や発生時に、災害に関する情報伝達、避難を支援しても

らう人ですが、確実な支援や救出を確保するものではありません。

「同意者名簿」の提供先(避難支援者)

▽民生委員・児童委員▽社会福祉協議会▽消防機関(消防本部・消防団)
▽警察▽自主防災組織

「同意者名簿」の登録方法

新たに左記(ア)～(オ)に該当する人には、市から「登録希望調査票」を送付しています。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返信してください。その他、上記の該当者以外でも、在宅で生活している人で自力避難が困難で、支援が必要と予想される人であれば、名簿登録が可能です。詳しくは問い合わせください。

「同意者名簿」で提供される情報

氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号、避難支援などが必要とする事由などの個人情報、避難支援者に事前提供します。

その他

▽大規模災害が発生した場合は、避難支援者も被災者となる可能性があります。あくまでも、その時に「できる範囲内での支援」となりますので、ご理解ください。
▽「同意者名簿」の作成・登録および情報提供にあたり、平常時の見守り活動および避難支援以外の目的に利用することはありません。
問 地域福祉課
TEL 06・6992・1570

新型コロナウイルス感染症
生活困窮者自立支援金の申請

申請期限は11月末まで

守口市では、くらしサポートセンター守口(通称「くらサポ」)が申請の受け付けを行っています。

詳細な手続き、申請に必要な書類などは、くらサポホームページで案内しています。

場 市役所6階くらしサポートセンター守口

備 当日直接

TEL 06・6998・2003(自立支援金専用窓口)



戦没者追悼式の中止

市は、先の大戦で亡くなられた人の霊を慰め、新たな平和の願いを込めて、戦没者追悼式を例年秋ごろに行っていますが、今年度につきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。



なお、守口市遺族会主催の代替行事が行われる予定です。詳しくは問い合わせください。
問 守口市遺族会
TEL 090・1711・7293
問 地域福祉課
TEL 06・6992・1570

生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報などを受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報は厳守します。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問 生活福祉課 TEL 06-6992-1593

専用電話番号 06-6998-7921 受付時間 平日9:00～17:30

次のような情報をお待ちしています。
▽仕事をしているのに市に報告していない
▽財産があるのに、生活保護費を受給している
▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせた保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
▽自身の処方薬を他人に渡している
▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない

問 Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp